

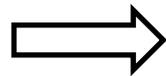
定住自立圏構想の現状等について

地方を取り巻く現状と定住自立圏構想

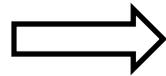
- 人口減少・少子高齢化社会においては、全ての市町村にフルセットの生活機能を整備することは困難となってきた。そのため、中心市と近隣の市町村が、集約とネットワーク化の考え方にに基づき、相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進することが求められている。
- このような考え方にに基づき、「定住自立圏構想」が創設され、平成21年度からの全国展開から、4年が経過したところである。

全国(2005年→2035年)

人口減少



少子高齢化

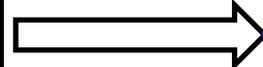


総人口 → 約13%減少見込み
年少人口 → 約40%減少見込み
高齢者人口 → 約45%増加見込み

地方圏(2005年→2035年)

1975年

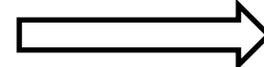
約5,871万人



+487万人

2005年

約6,358万人



▲1,178万人

2035年

約5,180万人

約2割の人口減

定住自立圏構想の取組経緯

◎定住自立圏構想研究会(座長:佐々木毅 学習院大学教授)報告書 (平成20年5月)



◎総務省の取組

- 総務省「地域力創造本部～定住自立圏構想推進のために」を設置
(平成20年7月4日)
- 研究会に引き続き、「定住自立圏構想の推進に関する懇談会」(座長:佐々木毅 学習院大学教授)を開催
- 先行実施団体の募集 ⇒ 中心市24市(22圏域)などを決定
- 「定住自立圏構想推進要綱」(総務事務次官通知)を地方自治体宛に通知
総務省による財政措置の概要を公表(平成20年12月26日)



◎平成21年4月から要綱を施行し、全国展開へ

平成25年3月末時点

- 84団体が中心市宣言を実施
- 74の定住自立圏が成立(計318市町村。延べ330市町村※周辺市町村の重複含む)
- 75団体が共生ビジョンを策定

「定住自立圏構想」の推進

基本的考え方～集約とネットワーク化～

中心市と周辺市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。

定住自立圏形成へ向けた手続き～国への申請や国の承認が必要ない分権的な仕組み～



定住自立圏に取り組む市町村に対する支援

特別交付税

- ・ 包括的財政措置（中心市4,000万円程度、周辺市町村1,000万円）
- ・ 外部人材の活用（3年間、700万円上限）、地域医療（措置率8割、800万円上限）に対する財政措置 等

地域活性化事業債

圏域全体で必要不可欠なインフラ整備に対し、地域活性化事業債を充当（充当率：90%、交付税算入率：30%）

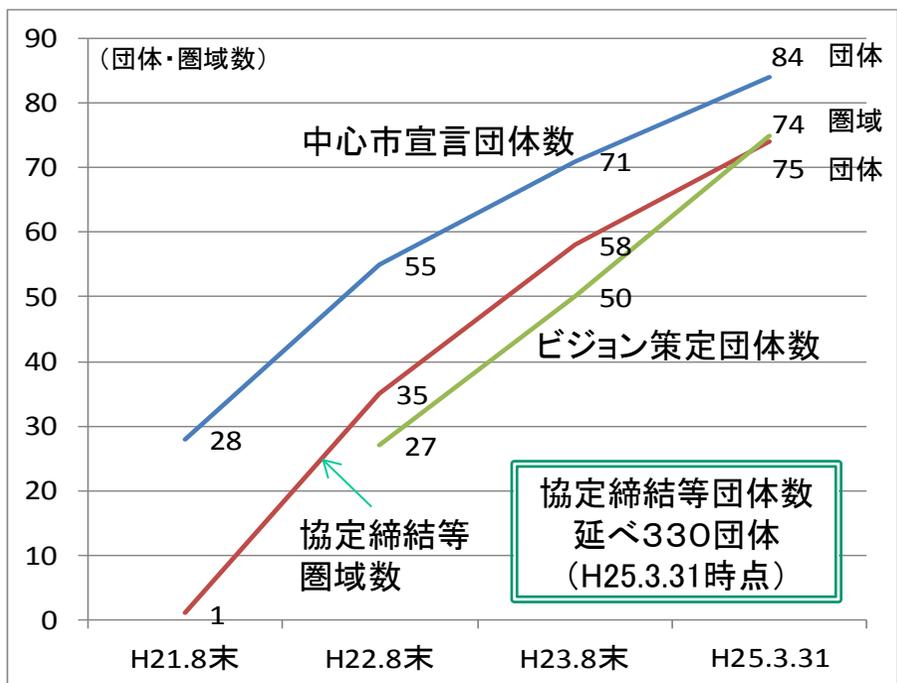
定住自立圏等推進調査事業

圏域全体の活性化を目指した分野横断的な取組を重点的に支援し、先進事例を構築（H25予算：140百万円）

定住自立圏構想の取組状況について

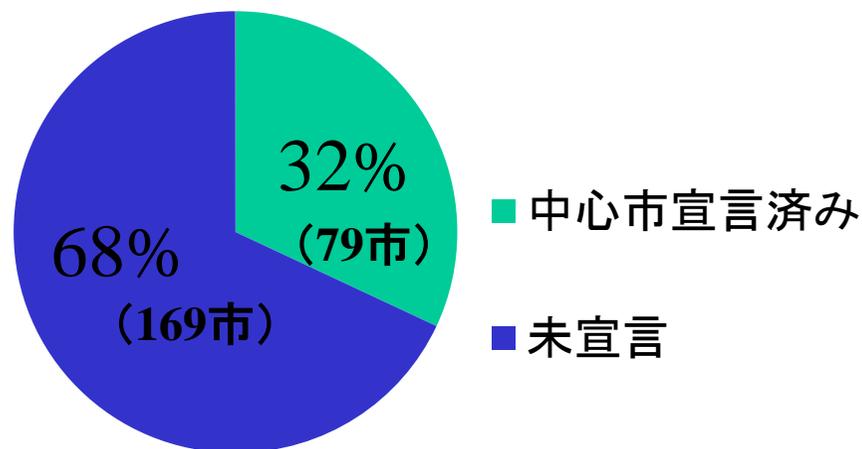
- 定住自立圏構想については、現在、84 団体が中心市宣言を行っている。取組団体は年々増加しているものの、中心市要件を満たしている団体のうち、中心市宣言をしていない都市の割合は約3分の2に上っている。

取組団体数の推移



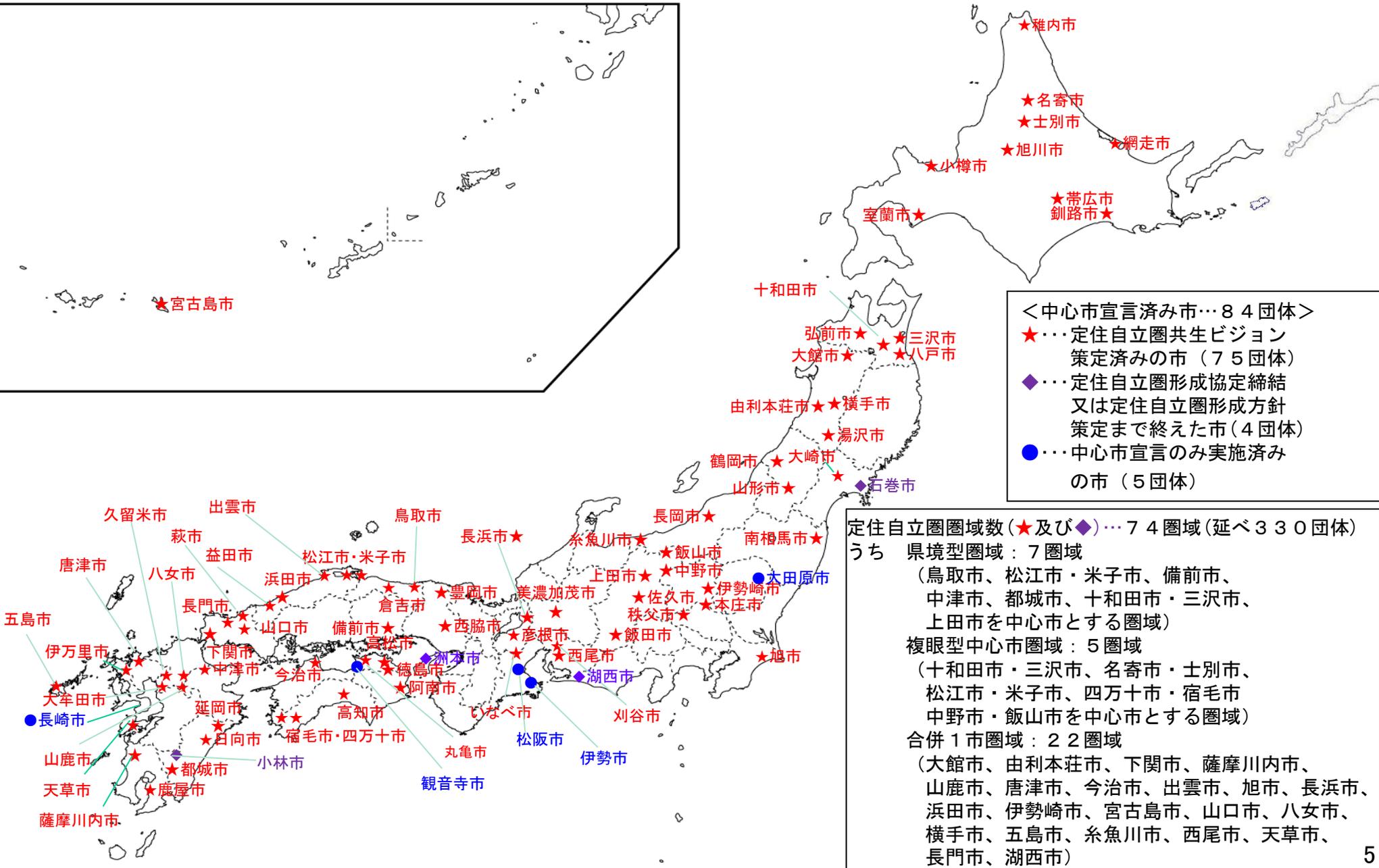
宣言済み中心市の割合

中心市要件を満たす市に対する
宣言済み中心市の割合



※人口4万人未満の複眼型中心市を除く

定住自立圏の取組状況（平成25年3月末現在）



＜中心市宣言済み市…84団体＞

- ★…定住自立圏共生ビジョン策定済みの市（75団体）
- ◆…定住自立圏形成協定締結又は定住自立圏形成方針策定まで終えた市（4団体）
- …中心市宣言のみ実施済みの市（5団体）

定住自立圏圏域数（★及び◆）…74圏域（延べ330団体）

うち 県境型圏域：7圏域
 （鳥取市、松江市・米子市、備前市、中津市、都城市、十和田市・三沢市、上田市を中心市とする圏域）

複眼型中心市圏域：5圏域
 （十和田市・三沢市、名寄市・士別市、松江市・米子市、四万十市・宿毛市、中野市・飯山市を中心市とする圏域）

合併1市圏域：22圏域
 （大館市、由利本荘市、下関市、薩摩川内市、山鹿市、唐津市、今治市、出雲市、旭市、長浜市、浜田市、伊勢崎市、宮古島市、山口市、八女市、横手市、五島市、糸魚川市、西尾市、天草市、長門市、湖西市）

定住自立圏の取組状況（平成25年3月末現在）

	都道府県	宣言済み中心市	未取組中心市
1	北海道	小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、網走市、稚内市、帯広市、名寄市・士別市（複眼型）	札幌市、函館市、苫小牧市、千歳市、滝川市、石狩市
2	青森県	八戸市、弘前市、十和田市・三沢市（複眼型）	青森市、五所川原市、むつ市
3	岩手県		盛岡市、宮古市、大船渡市、北上市、一関市、釜石市、奥州市
4	宮城県	石巻市、大崎市	仙台市、気仙沼市
5	秋田県	横手市、大館市、湯沢市、由利本荘市	秋田市、能代市、大仙市
6	山形県	山形市、鶴岡市	米沢市、酒田市、新庄市、東根市
7	福島県	南相馬市	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、喜多方市、二本松市
8	茨城県		水戸市、日立市、土浦市、常総市、つくば市、鹿嶋市、筑西市、神栖市
9	栃木県	大田原市	宇都宮市、栃木市、佐野市、小山市、真岡市
10	群馬県	伊勢崎市	前橋市、高崎市、桐生市、太田市、渋川市、富岡市
11	埼玉県	秩父市、本庄市	—
12	千葉県	旭市	館山市
13	東京都		（※中心市要件該当団体なし）
14	神奈川県		（※中心市要件該当団体なし）
15	新潟県	長岡市、糸魚川市	新潟市、三条市、柏崎市、新発田市、十日町市、村上市、燕市、上越市、佐渡市、南魚沼市
16	富山県		富山市、高岡市、魚津市、黒部市、射水市
17	石川県		金沢市、七尾市、小松市
18	福井県		福井市、敦賀市、越前市
19	山梨県		甲府市、北杜市
20	長野県	飯田市、上田市、佐久市中野市・飯山市（複眼型）	長野市、松本市、岡谷市、諏訪市、伊那市
21	岐阜県	美濃加茂市	岐阜市、大垣市、高山市、中津川市、関市
22	静岡県	湖西市	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、富士市、磐田市、袋井市、裾野市、牧之原市、掛川市
23	愛知県	刈谷市、西尾市	豊田市、安城市、中原市
24	三重県	松阪市、いなべ市、伊勢市	津市、四日市市、亀山市、伊賀市
25	滋賀県	彦根市、長浜市	草津市、栗東市、東近江市

	都道府県	宣言済み中心市	未取組中心市
26	京都府		福知山市
27	大阪府		（※中心市要件該当団体なし）
28	兵庫県	西脇市、豊岡市、洲本市	姫路市、たつの市、加東市、加西市
29	奈良県		天理市
30	和歌山県		和歌山市、田辺市
31	鳥取県	鳥取市、米子市、倉吉市	—
32	島根県	松江市、浜田市、出雲市、益田市	（安来市 ※周辺市町村として取組済み）
33	岡山県	備前市	岡山市、倉敷市、津山市
34	広島県		広島市、呉市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市
35	山口県	下関市、山口市、萩市、長門市	宇部市、下松市、岩国市、周南市
36	徳島県	徳島市、阿南市	—
37	香川県	高松市、丸亀市、観音寺市	坂出市
38	愛媛県	今治市	松山市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市
39	高知県	高知市、四万十市・宿毛市（複眼型）	（南国市 ※周辺市町村として取組済み）
40	福岡県	大牟田市、久留米市、八女市	北九州市、福岡市、直方市、飯塚市、田川市、朝倉市
41	佐賀県	唐津市、伊万里市	佐賀市、鳥栖市、武雄市
42	長崎県	長崎市、五島市	佐世保市、島原市、諫早市
43	熊本県	山鹿市、天草市	熊本市、八代市、玉名市、菊池市
44	大分県	中津市	大分市、日田市、佐伯市
45	宮崎県	都城市、延岡市、日向市、小林市	宮崎市、日南市
46	鹿児島県	鹿屋市、薩摩川内市	鹿児島市、出水市、指宿市、霧島市、南さつま市、奄美市、南九州市
47	沖縄県	宮古島市	那覇市、浦添市、名護市
合計		84	169

- 84団体が中心市宣言済み
- 74圏域（延べ330団体）で定住自立圏形成協定締結又は定住自立圏形成方針策定済み
- 75団体が定住自立圏共生ビジョン策定済み

定住自立圏構想の推進に向けた総務省の財政措置の概要

地域住民の生活実態やニーズに対応し圏域ごとにその生活に必要な機能を確保して、地域住民の生命と暮らしを守る取組を支援するため、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその周辺市町村の取組に対して財政措置を講じる。

1. 中心市及び周辺市町村の取組に関する包括的財政措置（特別交付税）

- ・ 中心市については、1市当たり年間4,000万円程度を基本として、人口、面積等を勘案して上限額を算定
- ・ 周辺市町村については、1市町村当たり年間1,000万円を上限

2. 地域活性化事業債の充当

- ・ 圏域全体で必要不可欠なインフラ整備に対し、地域活性化事業債を充当。
(充当率：90%、交付税算入率：30%)

3. 外部人材の活用に対する財政措置（特別交付税）

- (1) 圏域外における専門性を有する人材の活用
上限700万円、最大3年間の措置
- (2) 若手企業人地域交流プログラム
若手企業人の受入に要する経費に対して
1人あたり上限350万円を措置

4. 民間主体の取組の支援に対する財政措置

- (1) 民間への融資等を行うファンド形成に関する財政措置
ファンド形成に一般単独事業債を充当（90%）、
償還利子の50%に特別交付税
- (2) ふるさと融資の融資限度及び融資比率の引き上げ
(例：融資比率20%→25%)

5. 個別の施策分野における財政措置

- (1) 病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置
病診連携等の事業に要する市町村の負担金に対する
特別交付税措置（措置率0.8、上限800万円）
- (2) へき地における遠隔医療に対する特別交付税措置の拡充
措置率0.6→0.8

6. 定住自立圏の形成に対応した辺地度点数の算定要素の追加

- ・ 辺地度点数の積算に当たって中心市までの距離を算定可能

※このほか、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択もある。

定住自立圏等民間投資促進交付金（平成21年度補正予算）

	平成21年度第1次補正予算	閣議決定(H21.10.16)による見直し後
1 概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定住自立圏において、「あと一步」で期待される民間の取組を支援 ○ 圏域全体の暮らしに着目した都市機能確保 ○ 厳しい経済状況の下における地域経済活性化の起爆剤 	
2 予算額	550億円	100億円
3 対象地域	(1) 中心市及び定住自立圏形成が見込まれる市町村 (2) 都道府県が、広域連携の核となる中心市に準ずる市として特に認めるもの及び当該市への通勤通学割合0.1以上の市町村	定住自立圏、定住自立圏形成予定圏域、定住自立圏形成に向けた取組を推進中の圏域(道府県が特に推進すべきと考える圏域を含む)
4 助成割合	【原則】 40% 【例外】 ①特に公共的サービスの向上に資する事業が大部分を占める圏域 50% ②三大都市圏内の市を核とした圏域 20%	20%
5 交付手続き	(1) 都道府県が、圏域ごとにプログラムを作成 (2) 中心市等が必要と考える取組が盛り込まれるよう十分に配慮 (3) 総務省は、プログラムの内容を審査し、定住自立圏構想の趣旨に沿ったもので、熟度の高い取組が実施されると認めたものに対して、所要額を交付 (4) 都道府県は、本交付金を財源として、民間事業者等に助成	
6 対象事業	下記4分野の施設又は設備の整備 (1) 医療・福祉機能の充実 (2) 地域公共交通の充実 (3) 購買環境等の整備 (4) 人材育成や研究機能の強化	医療関連の施設又は設備の整備 ※救急告示病院など圏域における中核的な病院に限定 ※小規模事業を除外
7 その他	192圏域、約1320事業、約950億円	82圏域、206事業、83億円

定住自立圏等推進調査事業

定住自立圏に係る圏域振興モデルの実証

平成23年度

産業振興
12団体 0.7億円

平成24年度

産業振興・文化芸術・地域医療
15団体 1.1億円



平成25年度予算

分野横断 × 都市と周辺地域の広域連携 1.4億円 (15圏域程度)

圏域全体の活性化を目指した**分野横断的な取組**を重点的に支援し、**先進的なモデルを構築**

(例) 地域医療 × 地域公共交通

…圏域内の乗合タクシーを活用し、専門診療科を備えた中心市の中核病院と周辺市町村の診療所との病診連携を推進。

産業振興 × 教育

…デザインやネーミング等に高校生のアイデアを活かし、地域特産の天然素材を活用したハンドクリームを地元企業と連携して開発、販売することによって、職業実践教育と特産品の振興を併せて推進。

文化芸術 × 産業振興 × ICT活用

…地域在住の職人や作家が制作した生活工芸品等を街中のギャラリーで展示し、街歩き観光客の増加を図るとともに、ウェブサイト上のネットショップ(多言語対応)等を活用し、高付加価値製品の海外への販促にもつなげ、若い後継者育成を通じて技の継承を目指す。

定住自立圏における取組例

○政策分野別の取組状況

定住自立圏74圏域（平成25年3月末時点）における主な取組例と圏域数

市町村間の役割分担による生活機能の強化

医療
74圏域
医師派遣、適正受診の啓発、休日
夜間診療所の運営等

福祉
57圏域
介護、高齢者福祉、子育て、障
がい者等の支援

教育
61圏域
図書館ネットワーク構築、文化・スポー
ツ交流、公共施設相互利用等

産業振興
70圏域
広域観光ルートの設定、農産物のブ
ランド化、企業誘致等

環境
32圏域
低炭素社会形成促進、バイオマス
の利活用等

市町村間の結びつきやネットワークの強化

地域公共交通
70圏域
地域公共交通のネットワーク化、
バス路線の維持等

ICTインフラ整備・利活用
35圏域
メール配信による圏域情報の共有等

交通インフラ整備
44圏域
生活道路の整備等

地産地消
38圏域
学校給食への地元特産物の活用、
直売所の整備等

交流移住
56圏域
共同空き家バンク、圏域内イベン
ト情報の共有と参加促進等

圏域マネジメント能力の強化

合同研修・人事交流
60圏域
合同研修の開催や
職員の人事交流等

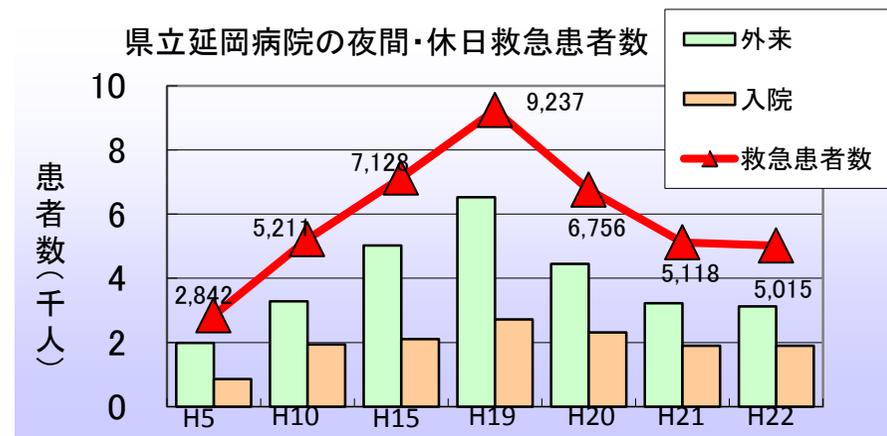
外部専門家の招へい
28圏域
医療、観光、ICT等の
専門家を活用

圏域医療体制の充実(宮崎県北定住自立圏)

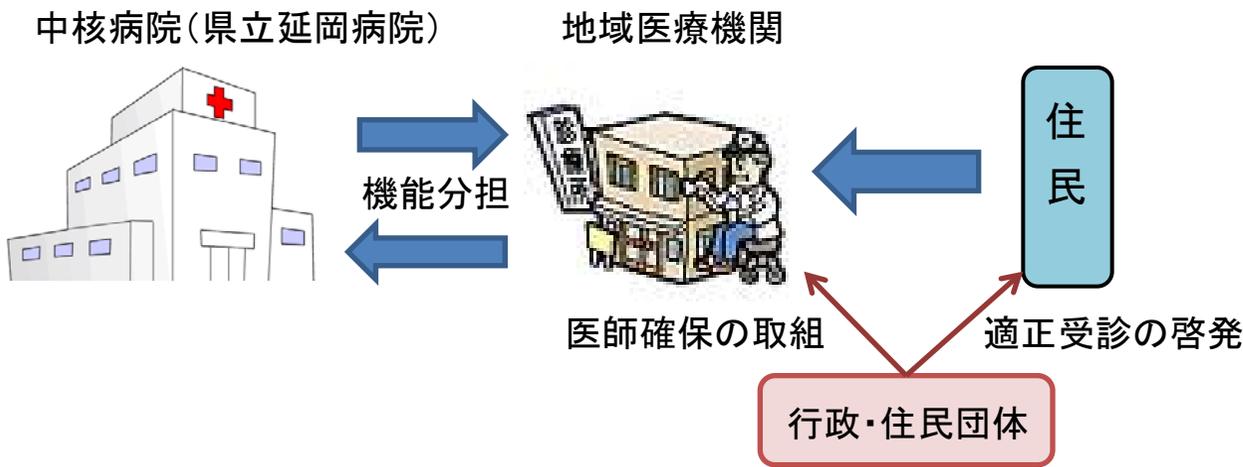
○ 圏域の中核病院である県立延岡病院と地域の医療機関との機能分担と業務連携を徹底し、中核病院に勤務する医師の負担を軽減させるため、医師会との連携による圏域医療体制の構築や住民団体による適正受診の啓発等を推進

- ・ 圏域内市町村、医師会との協力による
夜間急病センター、休日在宅当番医制の運営
- ・ 住民団体と連携した適正受診の啓発
- ・ 小児救急医療電話相談の活用促進
- ・ 地域医療を担う人材を育成するための取組

○ 関係市町: 圏域の9市町村



↑ 取組開始以来、県立病院の夜間・休日救急患者数は減少傾向に



適正受診啓発パンフレット

地域公共交通ネットワークの構築(南信州定住自立圏)

- 高齢者や高校生など交通弱者の移動手段について、利便性が高く効率的なアクセス方法を検討・検証しつつ、圏域内の公共交通ネットワークの構築に取り組む。
- 住民全体の移動手段確保に対する高いニーズに、市町村の枠を超えて対応。
- 関係市町村：圏域内の14市町村

共生ビジョン記載事業名	運行区間
乗合タクシー-上市田線	飯田市～高森町
路線バス阿島循環線	飯田市～喬木村
路線バス大鹿線	大鹿村～松川町
豊丘村村営バス(一部)	豊丘村～高森町
路線バス駒場線	飯田市～阿智村
西部コミュニティバス	根羽村～平谷村～阿智村
平岡線(路線バス・乗合タクシー)	飯田市～天龍村
路線バス遠山郷線	飯田市～喬木村
路線バス新阿南線	売木村～阿南町～下條村～飯田市
路線バス温田線(売木線)	売木村～阿南町～泰阜村～天龍村
路線バス泰阜線(一部)	泰阜村～飯田市

基幹路線	<ul style="list-style-type: none"> ● JR飯田線 ● 路線バス阿島循環線 ● 路線バス駒場線 ● 路線バス新阿南線
准基幹路線	<ul style="list-style-type: none"> ● 路線バス大鹿線 ● 乗合タクシー-上市田線 ● 路線バス遠山郷線 ● 平岡線 ● 西部コミュニティバス ● 路線バス温田線(売木線)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 豊丘村村営バス(一部) ● 路線バス泰阜線(一部)

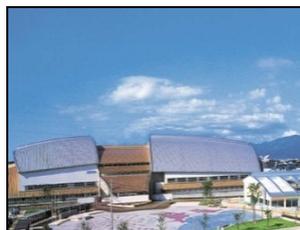


公共施設の相互利用事業(長岡地域定住自立圏)

- 圏域住民の文化活動やスポーツ活動等の場の拡充を図り、その発展に寄与するため、圏域内の市町が設置する集会・文化施設や運動施設について、圏域内の利用については同一料金を適用。
- 関係市町村：圏域内の4市町



長岡リリックホール



小千谷市総合体育館



見附運動公園



出雲崎町テニスコート

文化芸術鑑賞等の機会の提供(瀬戸・高松広域定住自立圏)

- 中心市と周辺町が共同して文化芸術事業を主催し、中心市である高松市のサンポートホール高松に圏域内の児童、生徒等を招待し、優良な文化芸術鑑賞等の機会を提供する。
- 関係市町村：圏域内の6市町
- 平成23年度開催実績

公演日：平成24年2月13・14日(各日2公演、計4公演)

公演場所：サンポートホール高松

演目：“こころの劇場”劇団四季ミュージカル『はだかの王様』

鑑賞者数：4,715名(64校)



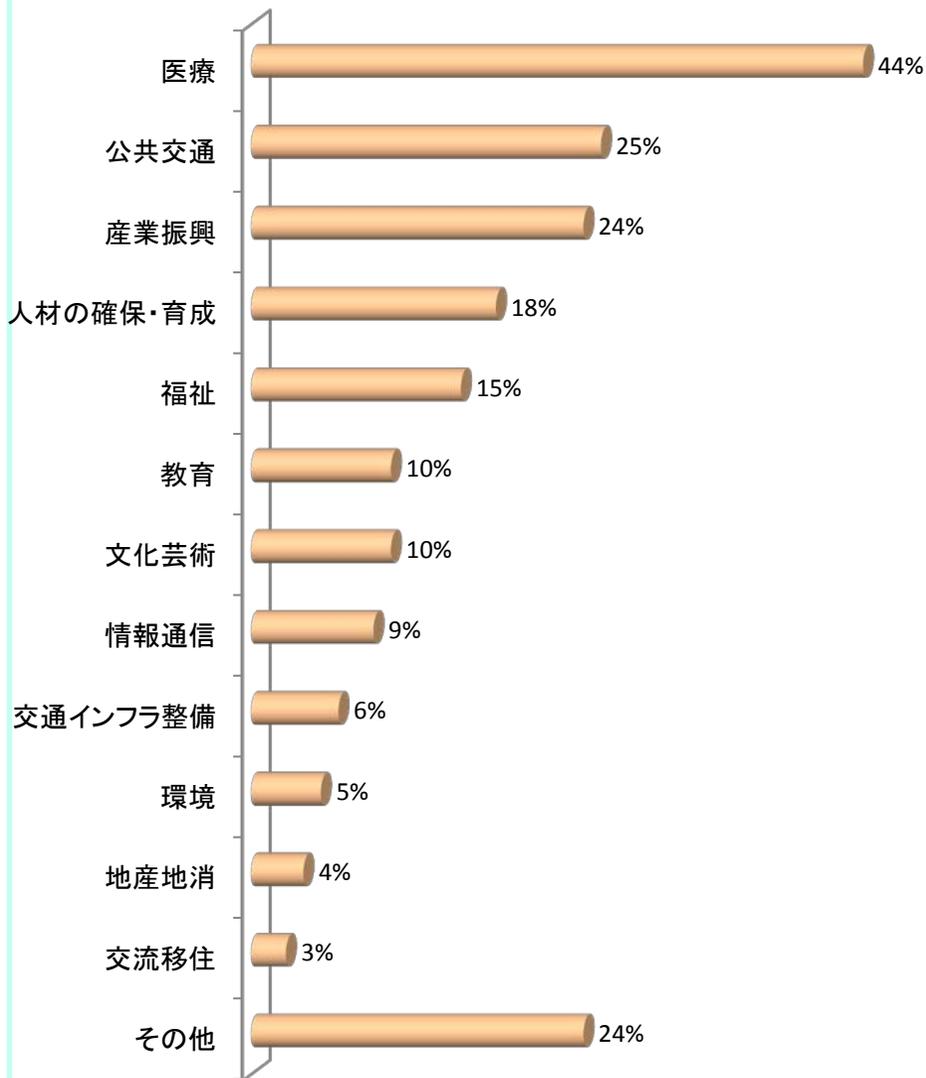
サンポートホール高松



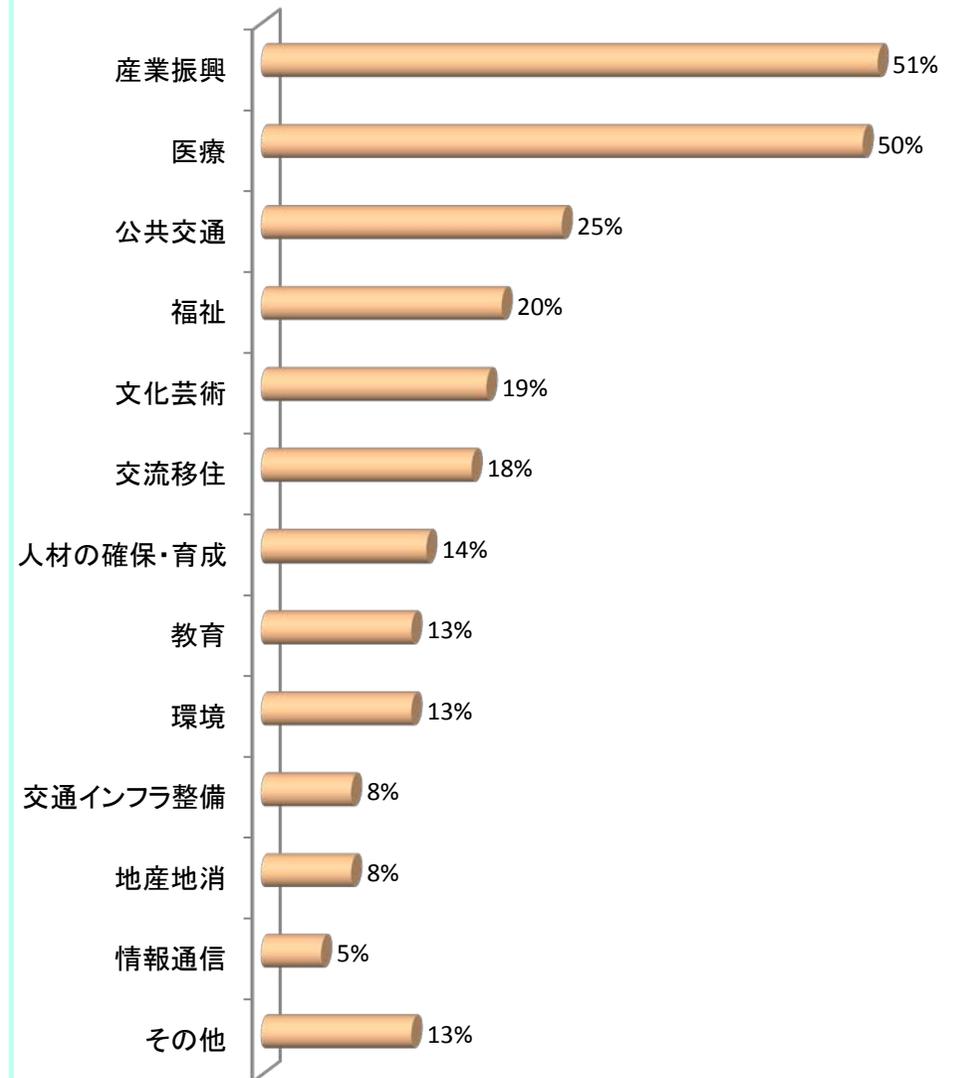
ミュージカル「はだかの王様」
撮影：荒井 健(これまでの公演より)

定住自立圏構想の効果等について

定住自立圏に取り組んだ結果が 顕著に表れた分野



定住自立圏において 今後取組を推進したい分野

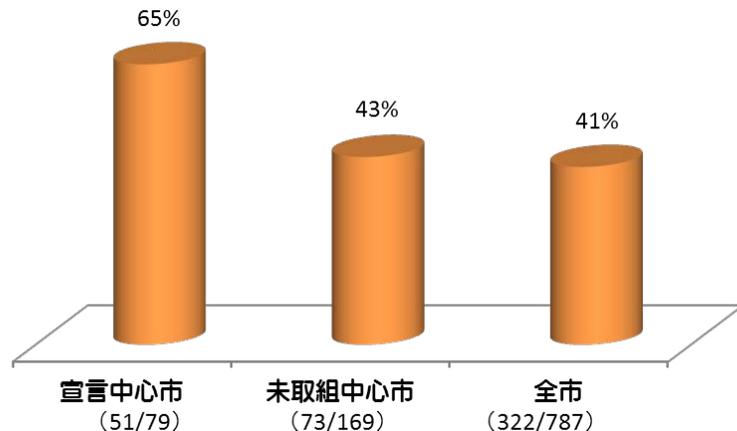


定住自立圏構想の効果等について

- 定住自立圏構想の取組前後の人口増減率を比較すると、人口増減率が改善している団体の割合が、未取組中心市では43%にとどまったのに対して、宣言済中心市では65%に上るなど、地方圏への人口定住に一定の効果が出ていると考えられる。

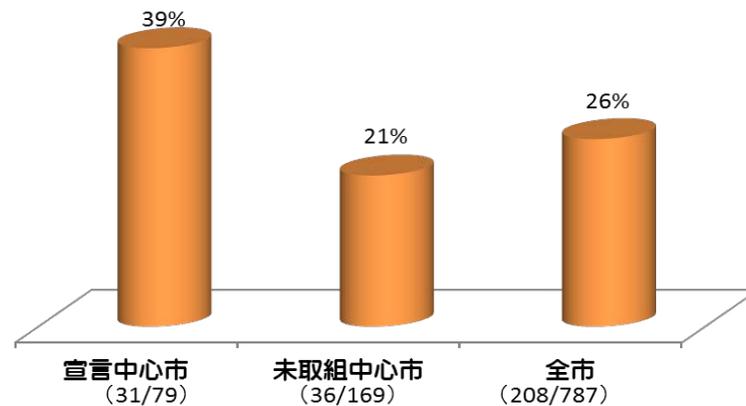
取組前後における人口増減率を比較し、改善している団体の割合

H18. 3. 31からH21. 3. 31（取組前）及びH21. 3. 31からH24. 3. 31（取組後）の人口増減率を比較し、改善している団体の割合



取組前後における出生率を比較し、増加している団体の割合

H21. 3. 31時点（取組前）及びH24. 3. 31（取組後）の出生率（人口1000人あたりの出生数）を比較し、増加している団体の割合

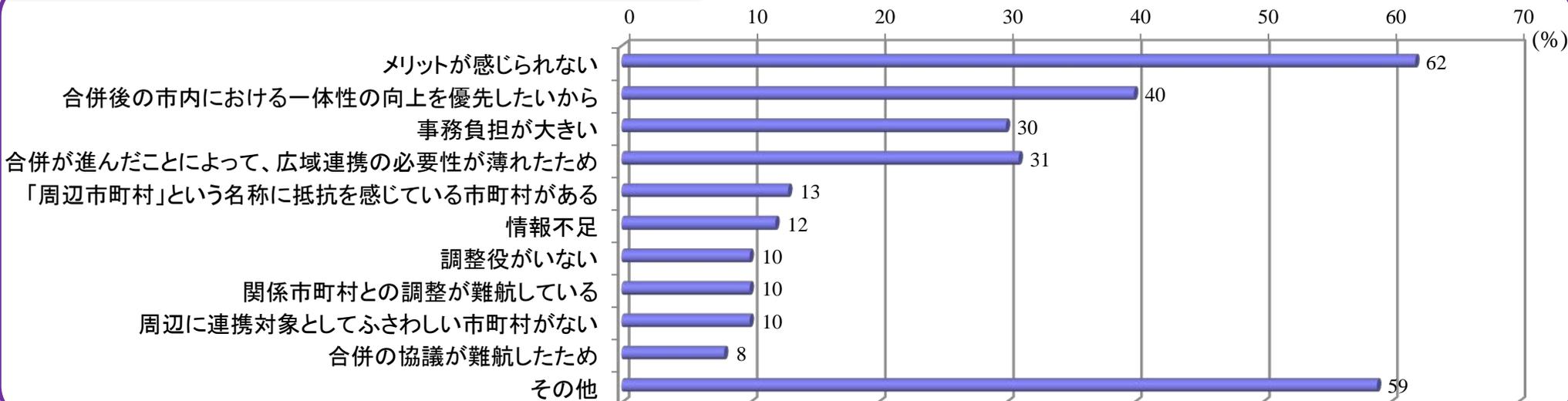


（参考：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（総務省））

定住自立圏構想の取組促進に向けた課題について

- 平成24年度に実施した「定住自立圏構想の現状に関する調査」では、未取組団体において定住自立圏構想への取組が進まない理由として「メリットが感じられない」ことが挙げられ、「財政措置の充実」や「積極的な情報提供」を求める声も多い。

定住自立圏構想への取組が進まない理由



定住自立圏構想に関する総務省への要望

